◆ 警戒宣言発令時の対応

伊那北高等学校

警戒宣言発令

○警戒宣言は大規模地震対策特別措置法に基づくもので、「2、3日以内に東海地震が発生する恐れがある」または「数時間以内に東海地震が発生する恐れが　ある」として出される緊急警報である。

学校管理下

夜間・休日

夜間･休日に発令された場合は、自宅で待機し、本部長からの参集命令があった場合は学校へ参集す

↓

教職員等への周

□教職員等は学校に集合（夜間･休日の場合）
□地震防災本部の設置
□地震防災応急対策の指示

↓

授業等の中止

□発令後、授業・学校行事は直ちに中止
□地震発生または警戒宣言解除時まで休校

↓

生徒の避難誘導

□本部長の指示により授業担当者は生徒の避難誘導
（定められた避難誘導経路・方法の厳守）
□本部長による避難誘導後、生徒残留有無の確認
□生徒への帰宅指導（保護者引き渡し）
□特別の事情により帰宅困難な生徒の保護（本部・救護係）

↓

火災発生への対応

□地震発生に伴う火災発生への対処体制
➢□初期消火体制の準備
➢□重要物品の搬出

↓

避難場所開設への協力

□伊那市災害対策本部からの一時避難所開設要請による
□長野県教育委員会への報告
□詳細は「一時避難所開設・運営の協力・支援」による

↓

地震発生後または警戒宣言解除

□地震発生時は「地震発生から再開に向けた対応」による
□長野県県教育委員会との連絡・調整
□授業再開の協議、再開時の保護者への連絡

↓

授業再開